

令和7年度三次市立甲奴中学校生徒指導規程

総則

この規程は、三次市立甲奴中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育である中学校3年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

※学校教育目標

「前向き Be positive！」

※めざす生徒像

- ・高い志をもち、課題解決に向けて主体的に学び、根拠をもとに正しく行動する生徒
- ・人間性豊かで思いやりがあり、他者と協働的に取り組む生徒
- ・一歩前に踏み出し、ねばり強く最後まで取り組む生徒

（目的）

第1条 この規程は、三次市立甲奴中学校区の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については、違反の内容に応じて指導する。

①徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

②自転車通学は、各学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは記名の上、正しく着用することとし、中学校1年生を対象に交通安全教室を行い、自転車通学許可シールの発行を行う。ヘルメット未着用、2人乗り、改造自転車、並進、自転車通学許可違反については、甲奴中学校自転車通学ルールに準じて指導を行う。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1)登校時刻は、8時20分とし、教室に入り着席し朝読書始める。
- (2)欠席の場合、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

- (3)遅刻の場合、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4)早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。
- (5)外出の場合、原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

（頭髪）

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとし、次のことを指導する。

(1)髪形

- パーマ・染色・整髪料等の使用はしないこと。
- 特別な事情がある場合は、事前に生徒本人、保護者が学校に相談することとする。
- 学習活動や部活動等に支障がないよう、前髪は目にかからないようにする。
- 髪が肩より長い場合は、学習活動や部活動、給食配膳等を考えて結ぶこととする。
- 髪留めやゴムは、安全で飾りのついていないものにする。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1)口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧類

(2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサंगा等の装身具

(4)眉毛のそり落とし、眉毛の過度な加工

※違反があった場合、特別な指導を行う。

(5)携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品の持ち込みを禁止とする。

(6)カッターナイフ、彫刻刀等、危険な刃物

(7)学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

※違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導を行う。

（指導・身なり等）

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。ただし、平日の部活動後は体操服で下校してもよい。また、休日の部活動へは体操服または部活動で使用するもので登下校してもよい。

- (1)制服
 - 【男子】（冬用）
 - 黒のつめえり学生服・黒の学生ズボンとする。
 - 学生服の下は、白いカッターシャツとする。
 - （夏用）
 - 白カッターシャツとする。（第2ボタンを留める）
 - ベルトを着用し、カッターシャツはズボンの中に入れる。
 - 【女子】（冬用）
 - 紺のスーツ型制服と同色のスカート、またはスラックスとする。
 - 制服の下は、白いブラウスにえんじ色のネクタイを着用する。
 - スカートはひざがかくれる長さとする。
 - （夏用）
 - 上着をとり、白いブラウスを着用する。
 - (2)肌着
 - ①男女とも色柄物の肌着は禁止とし、カッターシャツ、ブラウスから色が目立たないものとする。
 - (3)ベスト・カーディガン
 - ①冬用制服の下にベスト・カーディガンを着用してもよい。
 - ②ベスト・カーディガンの色は白・黒・紺・ベージュ・灰色など派手でなく、制服からはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。
 - (4)ソックス
 - ①ソックスは、白・黒・紺・グレーを基調とした派手でないものとする。
 - ②くるぶしソックス、ルーズソックス、色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可能）
 - (5)靴
 - ①通学靴
 - 学校指定の靴を使用する。紐を結び、かかとをふまないこと。ただし、雨天や降雪の際は状況に応じた長靴等（華美でないもの）で登下校してもよい。
 - ②体育館シューズ
 - 男女とも規程のものを使用する。体育館以外での使用はしないこと。紐を結び、かかとをふまないこと。
 - ③校舎内シューズ
 - 男女とも規程のものを使用する。体育館での使用はしない。紐を結び、かかとをふまないこと。
 - (6)名札
 - 必ず着用する。忘れた場合は、職員室にて予備の着用をする。紛失した場合は、新規注文を行う。

- R7.4.1 現在
 - (7)体操服
 - 学校指定の紺色長袖のジャージ上下、白半袖シャツ、紺色ハーフパンツとする。（男女同じものとする）
 - (8)ウインドブレーカー等、防寒着
 - ①華美でないもの。
 - ②原則、教室内では防寒着を着用しない。ただし、制服一式を着用したうえで、更に防寒が必要なときは教室内での防寒着の着用を認める。
- ※違反があった場合は、特別な指導を行う。

第7条 学校生活

- (1) 授業や部活動
- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
 - ②時間を守る。
 - ③授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にする。
- (2) 休憩時間
- ①許可なく校外に出ない。
 - ②特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
 - ③廊下等、校内を走らない。
 - ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
 - ⑤整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）
 - ⑥校内放送は静かに聞く。
- (3) 保健室利用
- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- (4) 給食
- 衛生面に注意して給食当番等をする。
- (5) 掃除
- 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。
- (6) 教育相談
- ①学校は教育相談の窓口を設け、生徒や保護者からの相談に対応する。
 - ②学校は、生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。
- (7) その他
- ①忘れ物等で学校に行く場合は、職員室に連絡して許可を得ること。
 - ②卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関

係機関と連携する。

③学校内の施設設備，備品等を破損した場合や発見した時は，職員室に届け出る。場合によっては，関係機関と連携する。

④保護者に送迎をしてもらう場合は，地域住民の迷惑になる場所で乗降車しない。

校外での生活に関すること

（校外の生活）

この章は，生徒の健全育成の観点から，学校・家庭・関係機関が連携して指導する内容を記載する。併せて，保護者責任についても記載する。

違反を繰り返す場合は，特別な指導を行う。

第8条 校外の生活については次のことを指導する。保護者はその責任において，生徒が違反等をすることがないよう指導するとともに家庭でのルールづくりを行う。

(1)保護者の許可なく生徒だけでの市外への外出はしない。
(2)生徒だけでのカラオケボックス，ゲームセンター，インターネットカフェ，マンガ喫茶，大型店舗内のゲームコーナーへの入店は禁止する。これ以外の施設については各家庭で責任を負う。

(3)生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止

①保護者は，夜間（午後11時から翌日午前5時までの時間）生徒を外出させないようにする。

②保護者は，広島県青少年健全育成条例により，娯楽施設の利用にあたっては，同伴の場合であっても，夜間の利用はしないようにする。

③休日に友達の家遊びに行く場合は，原則として午後からとし，午後6時までには帰宅する。（11月～2月は午後5時帰宅）

(4)情報通信機器

①本市は，学校への携帯電話の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器について，保護者は家庭でのルールづくり，ストップ9，夜間の携帯電話の保管場所，情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

(5)酒・たばこ類等の購入

①保護者は，酒，たばこ類を生徒に購入させないようにする。

(6)危険箇所への立入り

①保護者は，立入り禁止箇所や廃屋，池等危険が予想される場所に生徒が立入らせないようにする。

(7)交通違反

①保護者は，道路交通法に違反させないようにする。

②保護者は，自転車を利用する際には，ヘルメットを正し

く着用させ，自転車保険への加入をする。

(8)生徒の安全確認

虐待の疑われる場合は，学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的，性的，ネグレクト，心理的虐待または疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等，疑われる場合。

特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許されないことは，学校においても許されない。」ことであり，生徒が起こした問題行動を反省させ，事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り，適切な行動ができるよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

第9条 問題行動への特別な指導として，問題行動を起こした児童生徒には，教育上，必要と認められる場合は，特別な指導を行う。但し，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)法令・法規に違反する行為

①いじめ

②窃盗・万引き・占有物離脱横領

③喫煙・飲酒

④暴力・威圧・強要行為

⑤公共建造物・備品等器物損壊

⑥交通違反

⑦性に関するもの

⑧薬物等乱用

⑨刃物等所持

⑩その他の法令・法規に違反する行為

(2)学校の規則等に違反する行為

①暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

③登校後の無断外出，無断早退

④指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）

⑤携帯電話の持込み（許可申請を除く）

⑥学習等に必要のない不要物持込み

⑦不正行為（テスト等のカンニング等）

⑧無断アルバイト

⑨暴走族等，関係団体への加入及び参加

⑩不健全娯楽や不純異性交遊

⑪情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み

⑫その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち，反省指導等は，次の通りとする。但し，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)学校反省指導

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②学校と保護者による協議等

（反省指導の実施）

第11条 反省指導の実施については，原則，学校反省とする。

(1)反省指導は，登校させて別室で行う「別室 反省指導」

①反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は，別途協議する。

（反省指導の期間）

第12条 反省指導の期間については，別室反省指導の期間は，概ね1時間から5日とする。ただし，発達段階や問題行動の程度，繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第13条 特別な指導は，生徒が自ら起こした問題行動に気づき，振り返る時間を通して，その時の適切な行動は，どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに，事後よりよい学校生活を送り，人格の形成を行うためのものである。この観点から，実施にあたっては，次の事項について明確にする。

(1)特別な指導は，学校体制として取り組み，事実の確認，反省（振り返り），再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。

(2)特別な指導を行うに当たっては，十分な事実確認を行い，指導記録を残す。

(3)特別な指導のねらいや期間，指導計画を明確にし，生徒・保護者・教職員で確認する。

(4)法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為，その他，生徒で，指導を繰り返す場合は，関係機関に相談し，学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5)反省期間については，形式的にならないようにし，目的

を明確にし，短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また，生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(6)反省指導は，「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

（規程の周知）

第14条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，全保護者が出席する入学式，PTA総会，学級懇談会，地域懇談会等で直接説明を行う。また，ホームページでの公開や，学校に来校のない保護者には，家庭訪問や郵送等を通じて，周知の徹底を図る。

附則 毎年，年度末に生徒指導規程の見直しを行う。